

貨幣史研究会（東日本部会）第11回  
平成14年12月6日（金）13:30～17:00

<出席者>

座 長：鈴木公雄・慶應義塾大学教授  
報 告：井原今朝男・国立歴史民俗博物館教授  
コメント：三上喜孝・山形大学助教授

その他の参加者（五十音順）：

井上 正夫・東アジア経済史研究者  
大久保 隆・同志社大学教授  
黒田 明伸・東京大学教授  
桜井 英治・北海道大学教授  
田代 和生・慶應義塾大学教授  
田中 浩司・函館大学助教授  
中島 圭一・慶應義塾大学助教授  
橋本 雄・九州国立博物館設立準備室研究員

研究報告ならびに討議の模様（文中敬称略）

井原今朝男 「中世の出拳銭と宋銭流通 ～銭出拳から拳銭・利銭への移行～」  
（報告は別添1レジュメに沿って行われたため、報告の詳細は別添参照のこと。）

<はじめに>

債務史の観点から中世の貨幣問題を考えていきたい。中世社会は、非自由市場経済原理による経済流通活動と貨幣経済との併存社会ではないかと考えるようになった。非自由市場経済原理とは、質券の法、無利子の借錢、二つの利息制限法（利一倍法、利半倍法）など現在では考えられないような社会慣行や法規制が存在していたことである。こうした債務債権・貸借関係、質経済は予想以上に発達しており、その実態をもう少し明らかにする必要があると考え、二つの論文を書いた。ここでは宋銭流通と中世国家における貨幣流通政策について再検討し、平安末期～鎌倉前期の出拳銭の実態について検討したい。

<研究史の再検討>

これまでの研究史の論点をみていくと、まず、宋銭が貿易決済通貨であるかどうかという議論については、宋銭は貿易決済や国家財政にリンクしておらず、貿易決済通貨は金と絹と考える。当時、唐絹の価値は国内絹に比して18～24倍高く、宋銭より唐物の方が巨額な利益をもたらした。このため、平氏政権は唐物貿易主体であり、宋銭についてほとんど関心がなかったと考えるべきである。

平氏政権が宋銭輸入を禁止したかどうかの議論については、平氏政権は宋銭流通を黙認する政策を採っていたと考える。また、鎌倉幕府が宋銭流通停止令を出した時期については、文治3(1187)年説と建久4(1193)年説とがあるが、文治3年に出拳利上げと宋銭禁止令が出されており、鎌倉幕府の成立によって宋銭禁止政策の実施主体が確立したと考えた方がよいだろう。

中世国家権力がいつ宋銭流通を公認したかといった中世の宋銭流通を考えるにあたり、

中世国家の貨幣政策が現実的課題の中でどのように打ち出されたのか、宋銭流通がいつごろ地方荘園内に浸透したのか、誰が宋銭を搬入し受け取ったのかといったことについて、具体的・詳細に検討する必要がある。

以上、研究史の論点を整理してみると、これまで宋銭流通を銭貨出挙という金融問題との関係で検討されたことがなく、また宋銭の社会的機能についても再検討が必要であると考えられる。

### <中世国家の利息制限法>

出挙政策は勸農のための小額金融であり、種籾と農料を確保するため農村に不可欠な融通金融である。古代では稲・粟と銭の出挙が出てくるが、基本的には中世でも同様であり、荘園制下では、直営地（佃・京進米田）では荘園領主の支給、散田の百姓名（負名）では百姓の自弁で融通金融に頼ったものと考えられる。農業のための資本投資をどのように行うかということは中世を通して大きな問題であった。

#### （宋銭停止令、銭流通、出挙利息制限法）

中世における私出挙の利息制限法は、治承飢饉に伴い銭貨出挙の需要が高まるなか、治承2（1178）年、公家新制のなかで私出挙の利一倍法が制定されて復活する。古代においては銭貨出挙の利と稲粟出挙の利が区別されていたが、公家新制の利息制限法は、両者の区別については言及せず、私出挙（稲粟出挙）の利一倍法のみ制定している。なお、治承2,3（1178,1179）年の段階で、高倉天皇・平氏政権側は、宋銭流通問題と出挙利息制限問題とをセットで提案し論議したが、この点について研究史上は触れられてこなかった。

治承～建暦年間にかけて、銭貨出挙や借錢への需要が増加し利子が高騰したが、中世国家は、銭一般の流通と銭貨出挙を禁止し、銭貨出挙が存在しないことを前提に、利息制限法は私出挙の利一倍法を厳守させる政策を推進した。レジュメ4～5ページの史料a～eにあるように、この時期の新制は、いずれも私出挙の利子一倍法の厳守を命じている。

文治3（1187）年・建久4（1193）年には、銭貨出挙の利息、宋銭流通停止と銭一般の流通停止の3つがセットで論議されている。宋銭とは別に銭貨一般の停止が論議されるのは、米などの私出挙の場合は問題とならないが、銭貨出挙は銭の流通となるため利息制限法をどのように決めるか（利息は米で支払う）あるいは銭貨出挙を認めるかどうか大きな問題となった。この時期になっても政策当事者は、皇朝十二銭は基本的に流通していると考えていたのであろう。そのため、皇朝十二銭を念頭に置いた銭貨出挙と、宋銭流通は、別の問題として分けて考えていた。宋銭を禁止するには銭一般も禁止せざるを得ないため、銭一般を禁止すると、銭貨出挙も禁止となる。これがこの時代の中世国家の大きな政策問題であり、私出挙による利一倍法により農村での農業資本は調達できると考えていた。

#### （公家武家一体の嘉禄新制と銭出挙・利半倍法の復活公認）

その後、疫病の流行などにより農村疲弊が顕著になり、政策が変化してくるのが嘉禄元（1225）年である。公家政権が、「拳銭は半倍利、私出挙は一倍利」という原則を公認し、それまでの利子一倍法を変更し初めて拳銭の復活を認めている。ここで重要なことは、公家新制が出した令を武家新制が認めていることであり、公家・武家両政権が拳銭を公認したことは明らかな政策転換である。それは、第一に、古代の利息制限法の全面復活であり、第二に、拳銭利半倍法の制定は銭貨出挙の公認を意味し、公武政権が銭貨一般の流通と宋銭流通を公認したことである。なお、笠松宏至氏はここでの、半倍については今の一倍、つまり元金と同額としているが、史料「裁判至要抄」にあるように、半倍は50%の利息と考える。

この嘉禄元年の新制により関連法規が出されるようになる。それがレジュメ7～8ページの史料イ～ニである。嘉禄元年の公家新制は、拳銭の利半倍法を中世で初めて公認し、

また、銭出挙の公認により銭一般流通、宋銭も公認した意義は、非常に大きいと考える。史料のホにも見られるように、中世後期にもこの法令は重要な法令と認識されており、利一倍法と拳銭半倍法の二つの利息制限法が存在していたことになる。

#### （寛喜飢饉と利子制限法の変化）

「拳銭は半倍利、私出挙は一倍利」という二つの利息制限法の矛盾が露見してくるのが寛喜の飢饉の時であり、寛喜の新制（1230年）が出て、利一倍法は停止され、利息制限法は拳銭半倍法に統一されることになった。飢饉下で明日の食事に事欠く状況下では、私出挙の利一倍法と拳銭半倍法の二法があると、立場の弱い債務者は利子一倍法の適用を強制されるのが通例である。返済の時期に訴訟となった時は、裁判での判決基準として拳銭利半倍法の存在は大きな機能を果たしたものと考えられ、利子を引下げて半倍法に統一したことを意味する。

幕府は半倍法施行のため、六波羅の管轄の三十国に奉行人を派遣している。これは、寛喜飢饉に伴う貧困と生活難で貸借関係が激増するなかで、私出挙と拳銭の利子を元本の半額に統一する利息制限法を諸国守護人に衆知徹底させるための措置である。貸借をめぐる訴訟（雑務沙汰）を担当していた守護裁判権への徹底をはかるために講じた幕府の社会的措置と考えざるを得ない。幕府は庶民金融を巡る諸問題に対し、時代の要請にそれなりに積極的な対応をしていた。

しかし、飢饉の時であり、実際は守られず、拳銭利子 10 文子といった例も見られる。利半倍法への統一は結局失敗し、レジュメ 10 ページ史料 D のように建長 7(1255)年、利一倍に統一された。

この建長令を最後に、幕府法から拳銭や利息半倍法に関する記載はなくなり利息制限法は全く見られなくなる。商業政策も建長年間に急激に転換しており、対をなす政策ではないかと考えられる。これ以降の幕府政策には、貨幣政策がみられなくなり、あとは徳政令のみとなる。その後、建武政権になって拳銭と利半倍法が表面化するが、中世後期になるので今日の報告からは外す。

#### <中世前期の宋銭の実態>

##### （国家財政・地方財政における決算通貨）

中世前期における決算通貨の使用をみていくと、公文勘会（地方財政の決算）の決算通貨は、10世紀の銭貨から12世紀には米と絹に変化しており、レジュメ 11 ページの a に見られるように、中世前期には銭は使われていない。

荘園制下の結解状をみていくと、決算通貨が銭と米・絹・布の二本立てに変化して銭が登場してくるのは、b の寛元 4(1246) の例で銭が使用されているように、寛元年間以降である。これは、嘉禄元(1225)年の新制で、銭出挙と宋銭流通を公認した結果といえるのではないかと考えられる。また、年貢分を銭だけで決算している事例は、弘安 8(1285)年の例があるが、弘安期より前には存在しない。

##### （荘園領主や守護・地頭層における銭の使用）

しかし、荘園領主や守護・地頭層の個別領主では、銭の使用は意外と早く 13 世紀初頭から見られる。12 ページの事例でみると、年貢公事における銭貨の利用は、a の承久 3(1221)年の例にあるように、1220 年代以降である。また、守護・地頭による銭の課役は、b の建永元(1206)以降と早い。公武の宋銭停止令下において、個別領主の対応は国家政策に先行している。

##### （寺院・神社、土地売券における宋銭の使用）

寺社関連では、13 ページの事例にみられるように、銭は院政期～鎌倉前期の早い時期か

ら使われていた。寺院や神社の神事や祝事の世界では、宋銭は平安・鎌倉期からコンスタントに流入していたのではないかと考えられる。

また、土地売券における宋銭利用については、従来から指摘されているように、12世紀半ば頃から散見される。伊勢での土地売券の代物表示の例をみると、13ページにあるように、1201～1225年では米9・絹7・銭0であったが、1226～1250年には米3・絹5・銭16となり、嘉禄2・3（1226・1227）年の売券から代銭売買が急増しており、嘉禄新制の影響と考えられる。

#### <債務・借錢関係の発達と多様化>

債務契約の多様化がどのように進行していたか。米出挙・銭出挙以外にも多くの債務関係史料が見られる。

出挙物・講米（講は頼母子）による土地売買・質流れの事例は、院政期から継続してみられる。

出挙銭（銭による出挙・借用銭）の例については、文治・建久年間に銭貨流通・宋銭流通を禁止し銭出挙を禁止したにも関わらず、承元2（1208）年以降にみられる。13世紀初頭（1202年）には利銭が生まれ、1223年以降とくに寛喜の飢饉の時期に激増する。挙銭は無担保の利子付貸借関係であり、利銭は利子が多様で不動産質が設定されたもので、これらを見ていくと、「出挙銭」や負物（利子付消費貸借）を入れた質権設定による借錢は民間に浸透していたことがわかる。挙銭、利銭が流行するのは1230年代であるが、挙銭が幕府法に登場するのは1239年以降である。挙銭の読み方についてはこれまで専論を見ないが、レジュメ15ページに挙げた中では中田薫氏が一番適切かと考える。

1250年代には、質物をとる無尽銭など多様な貸借関係が発達した。無尽銭は、建長年間（1249～56）に挙銭から分化したもので、動産質を担保とした利子付貸借である。加地子銭、借用、助成など借錢も多様化し、加地子銭は銭を借用し利子や本銭を米で支払う貸借関係であろう。なお、替銭・割符・替文などが登場するのは鎌倉後期になってからのことである。

#### <むすびに>

院政期から鎌倉後期にかけて、民間では銭出挙から多様な債務債権・貸借関係が急激に発達している。そうした貸借関係の発達はこれまで経済・流通の発展として捉えられてきたが、考え直すべきではないか。それらは単純に高利貸とか質屋など金融業と規定し得るものではなく、村人や在地領主らが出資しあう初期の融通金融の成立と発展という問題として考えていくべきである。

田舎や村落では恒常的に資金不足の傾向にあり、「押」という字を「無理やり」という意味で使用する「押借」「押買」という問題が多くあり、その実態を明らかにしていく必要がある。そうしたなかで、銭貨の公認や利一倍法・利半倍法という二つの利息制限法が社会的に必要とされ、嘉禄の新制にいたるのではないか。嘉禄の新制により、在地領主や名主・百姓層が必要とした農村金融・農業活動・年貢代納のための借錢という形で、宋銭が急速に中世社会、農村社会に浸透したものと推測する。

今回は建長期までしか取り上げなかったが、幕府が何故、建長年間に貨幣政策・金融政策・金利政策とともに物価統制政策を放棄したか不明である。ただこれ以後、債務関係・貸借関係・質契約が急激に広範囲に拡大し、併せて地方市場の形成も全国化する。鎌倉後期に宋銭の流通貨幣化・決算通貨への転換が進んだのであろう。それまでは古代の銭貨出挙の延長にあり、皇朝十二銭と同様に使われていたという理解ができるのではないかと考える。

— . — . —  
<井原報告へのコメント（三上喜孝）>

\* 別添 2 参照。

古代史の側から、出挙に関わる古代法を整理し、井原報告を検討する。史料 1~5 を検討すると、一般に古代に私出挙が禁止されたと言われているが、厳密には、穎稻私出挙の禁止は確認できるが、銭貨私出挙の禁止は確認できない。史料 4 の記事は、銭の出挙といいつながら実際は穎稻を出挙していることを問題としているだけであり、この段階では必ずしも銭貨出挙が問題とされているわけではない。史料 5 には「公私以銭挙銭」とあり、銭貨私出挙は禁止の対象ではなかったことがわかる。また別の史料では藤原仲麻呂に穎稻出挙の権限の付与がされており、穎稻出挙が国家の特権と位置付けられていることがわかる。

穎稻私出挙の禁止については、梅村喬氏の説にあるように、「王臣家」による地域社会への私出挙の規制が趣旨で、私出挙全面禁止という意味ではないと私も考える。また、前回の研究会で指摘した史料に、西市に「出挙銭所」を設けるとあったことから、平安期にも公私の出挙がかなり行われていたということが窺われる。

銭貨私出挙容認の背景としては、王臣家間や中央官司と地方国郡間など、さまざまなレベルで日常的に銭貨融通の活動が行われており、その禁止は都市生活で支障をきたすことになる。京内部における恒常的な銭貨出挙の必要性により、平安時代に銭貨私出挙が広範に行われていたことは、実態として認めて良いと思う。そのことが、中世の宋銭につながっていくという理解はわかりやすい。

弘仁 10 年の格の解釈を巡っては、後の史料でいくつか使われているが、史料により「利一倍」「利半倍」それぞれの根拠として使われている。この格は本来、二つの法制史料を踏まえ、最終的に弘仁 10 年の段階で、延暦 16 年の格を再確認する構造になっている。中世のこの法令を引用した人達はそのあたりをかなりいい加減に読んでいる。古代法の復活と強調していいかどうか疑問である。

治承~建暦年間に宋銭による銭貨出挙が広範に行われていたことは認められるであろう。しかし、政策的には銭貨出挙について全く言及されていない。

銭貨出挙を一倍法に引き上げたというよりも、従来の私出挙の範疇で読み直そうという姿勢が貫かれたものであろう。

銭貨出挙から流通貨幣・決算通貨へという段階差を説明されていたが、むしろ流通通貨と決算通貨のあいだに、段階差を認めるべきではないか。銭貨出挙と銭貨流通は、必ずしも段階差を認められるものではないが、もう少し初期の段階に銭貨としての流通貨幣を認めたほうがよいのではないか。それ以降の段階で決算通貨として確立していくのではないか。

<質疑応答>

(中島) 鎌倉幕府がいつ宋銭停止令を出したかについて、私の論文を誤読される方が多いが、建久 4(1193)年に初めて「宋銭」を名指ししたということだけを述べただけで、論文を書いた段階(1996年)で、宋銭流通停止は基本的には治承 3(1179)年からと考えていた。しかし、井原氏の論文を読み、現在再考している。また、鎌倉幕府は基本的には宋銭流通停止令は出していないと考えている。

(桜井) 半倍法については、50%ということで決着が付いているのではないか。英語の half as much again as という表現と似た言い方である。

(黒田) 銭なら半倍で、現物なら倍というのは、世界どの地域でも農業金融に関する問題として出てくる。春に銭と米の交換比率が 1:1 だとすると、収穫後は米の相場が半分に下がり、銭 1:米 2 となる。収穫後は銭で 50%の利子と米で 100%の利子は

同じ条件になる。米で図るとせいぜい1倍までであると考えれば、非常に合理的説明となる。

非常に面白いと思ったのは、包恢という南宋の財務官僚の有名な上奏文の中に、倭船が浙江省に来て色々乱暴を働き困っているという史料があり、「倭船が好むところはただ銭のみ」という記載がある。時期の確定はできないが1220～30年頃で今回の報告の焦点となる時期である。倭船といっても本当に日本人商人なのか日本と交易をしている中国商人かは不明ではあるが、銭に対する需要があり、中国側が銭を買いにきている人に注目したことは間違いない。

報告の最後で触れていた「押」という言葉は多く出てくるのか。また「強制的に」という意味で用いられるのか。

(井原) 数多く出てくる。「<sup>あつじょう</sup>庄状」は裁判になった時に証拠にならないが、「<sup>あししょ</sup>押書」の場合は強制でも認めた限りは有効になる。

(黒田) 中国では「押」は担保貸しの貸借である。日本語でいう「<sup>ていとう</sup>抵当」のことを「<sup>ていあし</sup>抵押」ということもある。中国語と日本語は全く違うため明らかではないが、関連する可能性もあるのではないか。

文化人類学者は、貨幣のはじまりは贖罪ではないか、争いごとがあった時に身体を傷つけるかわりに何か財貨で払わせる、それが貨幣ではないか、ということをよく言う。中国でも唐律だと贖罪の項があり、「贖罪」という発想は古代まで溯れる。唐律では「贖銅」とされ、中国の法令では銭で贖罪させるということが頻繁に出てくる。日本古代・中世史では贖罪ということは出てくるか。

(井原) 贖罪の問題は検討する必要がある。「押」字の史料を集めているが、未進の年貢の時に押書を先に取りられ、それを催促する時に「押書」という文言が出てくる。文書質として入れるのが押書である。「押」字についても今後もう少し調べていきたい。

貿易船の資本をどのように準備したかという研究はほとんどない。調べてみると勘合貿易の場合はほとんど借船であり、また、先に太刀などを購入し、帰ってくると太刀が倍になって戻るという記録がある。公家は借錢をして太刀を買い、貿易船に持たせる。成功すれば非常に利益は大きい、難破する場合を考えると冒険商人的性格が非常に強い。銭が貿易で取引されるのは、伴う利益が大きくなければ起こり得ない。貿易品として銭の需要があるのであれば銭が公的に使えるということであり、そうでなければ借錢した資本を投資しないであろう。

(黒田) 南宋初期は北宋と違い、銭の鑄造コストが非常に高く、銭が流出することに神経質になっている。

(中島) 建久、建暦の段階までは、宋銭の流通停止・銭一般の流通問題・銭貨出挙問題が3点セットで論じられていることは非常に明解であった。しかし、嘉祿の法令は、出挙のみに関わり、銭の流通に関し明言がないが、これをどう考えるのか。

(井原) 銭一般の流通を禁止していたのに、銭貨出挙を認めた。事実上は宋銭流通を同時に認めたと考えられ、公認の政策だと言えるのではないか。治承の時のように正面から銭を認める関係史料は出てこないのは、ご指摘の通りである。

(井上) 出挙の問題と交換流通は選択の問題ではなく、排除し合わないのではないか。出挙・交換両方の世界があると考え。出挙の世界から流通のはじまりを説明するのであれば、借りた人が銭貨を何のために利用したかを説明しなければならない。やはりその銭貨を使える市場があったのではないか。

(井原) 古代史では農業経営にとって初めに<sup>しゅ</sup>出挙ありきである。中世でも基本的に農業経営のためには<sup>しゅ</sup>出挙ありきで、正月の<sup>せつ</sup>節養の時に百姓たちに<sup>しゅ</sup>農料下行をする。そこでは最初から債務関係が入らざるを得ず、それが中世である。

- (田代)「決算通貨」という言葉を使用されているが、「ものの価値を決めるための尺度」ということではないか。レジュメ1ページ下に「宋銭が12世紀の貿易決済通貨」という表現があり、また続く2ページに日宋貿易は宋銭ではなくむしろ唐物が莫大な利益をもたらし、その優位性を前提にすべきであるということを描かれている。これらは「主要輸入品」「主要輸出品」というレベルで考えるものであり、それが価値尺度となっていたということにはならない。例えば宋銭を刀など何かモノで買うという物々交換であり、日本と中国における共通の価値尺度はない。物々交換に決算通貨が介在するのはおかしい。「決算通貨」は「主要貿易品」「主な媒介品」が何であったかということしか読み取れない。政府が決めた価値尺度が通用する場所で人々が受け取る貨幣は「決算通貨」でよいが、古代・中世の銭の在り方は「決算通貨」はなく、「人々が何を主に欲しがるか」である。宋銭自体が「決算通貨」とは言えないのではないか。
- (井原)「決算通貨」「決済通貨」という言葉を森克己氏などが使用しているが、私自身どう表現すべきかわからない。結解状・算用状において収支決算をするが、そこで決算に何が使われているかが問題となる。貿易だと『権記』を見ると金が使われている。
- (田代)それは日本側か、中国側か。
- (井原)日本側である。
- (田代)決算通貨というのは一つでなければならない。「決算通貨」「決済通貨」は言葉としての響きは良いが、それらの言葉を使用してしまうとあるイメージを与えてしまう。そのような言葉を用いた森氏も間違っていると思う。
- (黒田)「決算通貨」は日中貿易ではずっとない。
- (田代)近世貿易でも決算通貨はなく、銀と白糸を交換するが、銀が出なくなると銅と交換する。日本人が朝鮮の物を買う時に朝鮮貨幣を使用することもあり、その時の需給関係により変わる。また朝鮮は違う物で計算する。両者に共通の客観的な尺度は無い。日朝間の交易全体を計量化できるようなマクロ経済は成立しない。
- (中島)井原氏の議論では、貿易と国家財政を一緒にしているため議論に混乱が生じている。決算通貨という言葉で言おうとしているのは、帳簿を作る時に単位が何であるのか、米・銭などの費目をすべて銭に換算して収支を出すのか、それとも絹に換算するのかを言っている。貿易ではそういうことは存立し得ないので、分けて考える必要がある。
- (井原)国家財政の場合、最終決済を銭または米に換算するときは「決済通貨」としてよい。
- (田代)「計算通貨」ではないか。
- (鈴木)「銭立てで計算した」ということである。
- (田代)銭は1枚1文でよいが、例えば布などは「反」という単位で出てきても、布の幅や厚さは史料には書かれないので、ここに単位の落とし穴がある。今回の報告にも見られるように、どれをみても経済規模が小さい。マクロ経済は一つの価値尺度で計り、それでも捉えきれない部分がたくさんある。古代・中世の場合、非常に小さい規模のところ個々に処理していたのが本当であろう。「国家財政」とまで言うのは難しいのではないか。
- (井原)私は中世の国家財政を大きいものとしては捉えていない。
- (田中)荘園領主の権門財政、家経済である。せいぜい100貫文か1000貫文である。
- (井原)その通りである。規模の非常に小さいレベルでそれぞれ成立している。
- (田代)江戸時代も武士社会が徐々に困窮してくることはわかっているが、例えば産物方を作っても実際に利益が出ているかわからない。

- (鈴木) 総歳入・総歳出はわからない。
- (井原) 中世は個別分散化されており、その家産経済であり、全体をまとめていく必要性がなかった。政治権力も貨幣を統一する必要性がなかったのではないか。規模は異なっても近世の家経済、幕府経済、藩財政も同じではないか。
- (田代) 質的には同じである。
- (井原) 「決済通貨」の用語の使い方はもう少し考え直したい。
- (鈴木) この問題は「銭が流通していた」ということをどう捉えるかと同じ問題で、実体経済的な意味で考える人、交換財的な意味で銭がやりとりされていたことを「流通」と考える人など、さまざまなレベルがある。この研究会は分野・時代が違う専門の方が集まっているが、そろそろコンセンサスを作ってもよいのではないか。以前も藩札が紙幣か手形という論争があったが、用語にかかる概念・使い方の違いの問題を擦りあわせていく必要がある。
- (中島) 他地払いの約束手形と為替とは違うという話があったが、宇佐見隆之氏が整理しており、割符について約束手形のような書き方をしている。そもそも中世の為替を、現在の為替のように考えていいかどうかを再検討する必要がある。
- (鈴木) 為替市場のようなものがあつたわけではないだろう。
- (井原) だからこそ請人が必要で、替状が出てくるのであろう。
- (中島) ただ、手形も実際に転々と流通しており、その問題を考えなければならない。
- (田中) 使用された史料は寺院関係が多いが、これらの史料は民衆経済を示しているのか。
- (井原) そういう意味で使ったわけではない。
- (田中) 寺内で、あるセクションが財務を担い、そのセクションが寺内・寺外へ貸し付けるという事例が永村真氏などの研究により非常に明確になっているが、それ以外のところでどれ位見えてくるかが問題である。寺僧が借りることで、「民衆としての寺僧の消費生活である」といえばそれは一理あり、在地領主もしくはそこから貸し付けられたものは見えてくるが、それ以外のところで例示するのは難しいのではないか。在地領主レベルの文書に出てくるものに関しても、在地領主の家経済であれば、どの程度の規模の家経済かが問題になる。在地領主、民衆のレベルはどうなのかという問題になると、「年貢を支払おうとしている主体であるからこういうレベルだ」と言えるのかもしれないが、それ以外のところは難しいのではないか。
- 三上氏が取り上げた史料についてであるが、10 文子あるいは半倍などを考えた時、期間が問題になる。農業金融的なタームとして 60 日、480 日といった期間が史料に出てくるのではないかと思うが、中世後期になると徳政令の申請書類は期限が出てくる。それに比べると非常にアバウトだという印象をもった。
- (三上) 奈良時代の月借錢解には期限が出てくるが、長くはなく 2 か月程度である。
- (井原) 中世では、長くても 6 か月位と非常に短い。古代法は 480 日となっているが、中世前期でそのようなものは見つからない。鎌倉期は、期間 1 年の場合で、12 倍しているケースと、10 倍して 2 か月カットしているケースと 2 種類ある。それは実例を調べないとわからない。
- (中島) 日銭の利率が計算すると大体 10 文子位である。中世後期だと「○文子」と書く代わりに「日銭」と書くことがある。いくつかが日銭を計算すると、なかなか一定して出てこないが、10 文子程度というおおざっぱな観念はあつたのではないか。

以上